

交渉情報	NO.92	郵便事業会社信越支社 総務部
JP労組信越地方本部	2012年1月11日	添付資料:3枚

平成23年度年末年始業務運行対策に関する 事後の意思疎通について

郵便事業会社信越支社総務部は、本日（1月11日）「平成23年度年末年始業務運行対策に関する事後の意思疎通」について地方本部に説明してきました。

標記は、業務運行・営業推進等について事後評価を行ない、その結果を次年度以降の年末年始における業務運行・営業推進等に有効に反映させる観点から、職場推進委員会を開催するものです。

支店窓口を職場推進委員会の前段で開催し、円滑かつ効果的な意見交換となるよう、必要な説明・調整（日時、場所、出席者名、意見交換のポイント等）を行ない、平成24年2月3日（金）までに開催のこととします。

支店窓口では**支店側から必須項目**である「1 計画・準備状況、2 労働力の確保状況、3 年末年始営業推進、4 ゆうパックオペレーション、5 年賀郵便オペレーション、6 事故・犯罪防止」について、**評価・反省及び次年度の課題・解決策の説明を行なう**としています。（別紙・支社資料）

支店窓口終了後、2月17日（金）までに職場推進委員会を開催しますが、支店窓口から2週間の間隔を開けたのは、組合側意見集約の時間的余裕を確保したためです。よって、**分会では支店説明を受けた後、評価・反省及び提言等を意見集約の上、職場推進委員会に臨むこととします。**

ここでの、評価・反省及び意見交換内容を次年度計画に反映させるとしています。

分会は、開催状況等について支部執行委員会の中で意思疎通をはかるよう要請します。なお、職場推進委員会で分会から求めたこと（提言）及び特徴的な意見については、別紙で**支部より支店単位**で地本に報告願います。（2月末まで）

【労使対応】 支店窓口及び職場推進委員会

「年末年始業務運行対策に関する事後の意思疎通」についての意見集約

別紙

支部

分会

<p>分会から 求めたこと (提言等)</p>	
<p>推進委員会に おける特徴的 な意見</p>	

(報告期日・2月末)